

令和3年第4回（12月）

川口市議会定例会

報告事項

令和3年第4回（12月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第 34号	専決処分の報告について（公用自動車による人身事故）……………	1
報告第 35号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	2
報告第 36号	専決処分の報告について（公用自動車によるブロック塀損傷 事故）……………	3
報告第 37号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	4
報告第 38号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	5
報告第 39号	専決処分の報告について（東京地方裁判所令和2年（ワ）第 5677号損害賠償請求事件に係る和解による損害賠償の額 の決定）……………	6

報告第 34号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による人身事故
- 2 事故発生年月日 令和3年3月3日
- 3 事故発生場所 川口市大字東本郷2026番地の3先路上
- 4 損害賠償の相手方 草加市在住
男 性 55歳
- 5 損害賠償の額 46,928円

令和3年10月6日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 35号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年4月23日
- 3 事故発生場所 川口市大字里979番地 駐車場内
- 4 損害賠償の相手方 富士見市在住
女 性 52歳
- 5 損害賠償の額 179,416円

令和3年10月6日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 36号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車によるブロック塀損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年5月27日
- 3 事故発生場所 川口市芝4丁目15番13号地内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 64歳
- 5 損害賠償の額 67,100円

令和3年10月6日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 37号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年6月4日
- 3 事故発生場所 川口市上青木5丁目5番16号 駐車場内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 31歳
- 5 損害賠償の額 149,556円

令和3年10月6日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 38号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年7月30日
- 3 事故発生場所 川口市川口1丁目1番1号 駐車場内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 47歳
- 5 損害賠償の額 11,891円

令和3年10月6日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 39号

専決処分の報告について

東京地方裁判所令和2年(ワ)第5677号損害賠償請求事件に係る和解による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 件 名 東京地方裁判所令和2年(ワ)第5677号損害賠償請求事件に係る和解による損害賠償の額の決定
- 2 発 生 年 月 日 平成28年8月17日
- 3 発 生 場 所 川口市大字西新井宿180番地 川口市立医療センター
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 53歳
- 5 損害賠償の額 2,000,000円

令和3年10月8日

川口市長 奥ノ木 信 夫